

事 務 連 絡
令 和 5 年 12 月 22 日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

旅館業の施設等におけるトコジラミ対策に関する周知徹底について

トコジラミに関する相談件数が増えているとの報道がなされており、国内における被害の拡大が懸念されています。

トコジラミは、寝具や家具の隙間や、カーテンの裏などに潜り込み、夜間の就寝中に体にとりついて吸血することで、強いかゆみが生じる被害が発生します。

トコジラミは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 304 号。以下「則」という。）第 4 条の 4 に規定する防除の対象であり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定建築物に該当する旅館業の営業者は、則第 4 条の 5 に基づく措置を講じなければならないとされています。また、旅館業の営業者は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 4 条第 1 項の規定により、宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならないとされています。

貴会におかれては、必要に応じてトコジラミ対策の周知チラシや旅館・ホテルのための害虫対策の手引書（別添 1）を活用しつつ、（公社）全国ビルメンテナンス協会及び（公社）日本ペストコントロール協会とも連携しながら、以下についてご対応いただきますようお願いいたします。

なお、別添 2 のとおり都道府県、保健所設置市及び特別区宛て、別添 3 のとおり（公社）全国ビルメンテナンス協会及び（公社）日本ペストコントロール協会あて、別添 4 のとおり（一社）全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会宛て、それぞれ事務連絡を発出していることを申し添えます。

1 特定建築物に該当する場合における対応

法第 2 条第 1 項に規定する特定建築物（延べ床面積 3000 m²以上の旅館が該当します。以下同じ。）に該当する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 304 号。以下「令」という。）第 2 条に規定する基準に従って維持管理をしなければならないとされており、当該基準の一つのうち、則第 4 条

の5第1項の規定に基づき、日常清掃及び6月以内ごとに1回の大掃除を行うこととされているほか、同条第2項の規定に基づきトコジラミの防除を行う必要があり、加えて旅館業法第4条第1項の規定に基づき宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならないこととされているので、これらの遵守について、貴管下の旅館業の営業者に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、旅館業の営業者が清掃作業を外部の事業者に委託している場合において、日常清掃又は大掃除の際にトコジラミを発見したとき、当該事業者ではトコジラミの防除ができない可能性がありますので、そうした場合にはトコジラミに関する専門的知見を有するペストコントロール事業者の活用を検討することについて周知願います。また、受注者から契約変更と追加経費の支払いについて協議の申し入れがあった場合はご検討いただくよう併せて周知願います。

2 特定建築物に該当しない場合における対応

特定建築物に該当しない場合であっても、多数の者が使用し、又は利用する旅館業の施設の場合には、法第4条第3項に基づき、上記1と同様の措置を講ずるよう努めなければならないほか、旅館業法第4条第1項の規定に基づき宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならないこととされているので、これらの遵守について、貴管下の旅館業の営業者に対して周知徹底いただきますようお願いいたします。

なお、旅館業の営業者が清掃作業を外部の事業者に委託している場合において、日常清掃又は大掃除の際にトコジラミを発見したとき、当該事業者ではトコジラミの防除ができない可能性がありますので、そうした場合にはトコジラミに関する専門的知見を有するペストコントロール事業者の活用を検討することについて周知願います。また、受注者から契約変更と追加経費の支払いについて協議の申し入れがあった場合はご検討いただくよう併せて周知願います。

(別添1) トコジラミ対策の周知チラシ(作成:厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課)

旅館・ホテルのための害虫対策の手引書(発行者:東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、(一社)全日本シティホテル連盟(現:(一社)全日本ホテル連盟)、発行協力(一社)日本旅館協会、2013年3月発行資料)

(別添2) 都道府県、保健所設置市及び特別区宛て事務連絡(本文のみ)

(別添3) (公社)全国ビルメンテナンス協会及び(公社)日本ペストコントロール協会宛て事務連絡(本文のみ)

(別添4) (一社)全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会宛て事務連絡(本文のみ)